

科学技術基本法改正法案に反対する声明

2020年6月12日

東京私大教連中央執行委員会

- 1 「科学技術基本法等の一部を改正する法律案」が2020年6月2日の衆議院本会議で可決され、6月9日の参議院内閣委員会で審議入りしました。安倍政権は6月17日に会期末を迎える今通常国会で同法案を成立させる予定です。日本の科学技術の振興を目的として1995年に制定された同法の初の大幅改正であり、法律の名称も「科学技術・イノベーション基本法」と変更されます。日本の科学技術振興のみならず、大学での学問研究のあり方の根幹に大きく影響する法案でありながら、衆議院では十分に時間をかけた慎重な審議はなされず、大学関係者等の参考人招致も行われていません。新型コロナウイルス感染症対策の予算審議の影に隠れ、メディア等での報道もほとんどないなか、このような重要な法案を会期末に拙速に成立させることは許されません。私たちは以下の理由から、政府・与党に対し、同法案の今通常国会での成立を断念するよう求めます。
- 2 法案の問題点は概ね、(1) 現行法では対象から除外している人文・社会科学を法の対象に含めることが、「科学技術の振興」に加えて「イノベーションの創出」を法の対象としたことと相まって、人文・社会科学を含めすべての学問・研究のあり方を歪め、「国策」への奉仕に誘導すること、(2) 内閣府に新たに「科学技術・イノベーション推進事務局」を設置し、政府の司令塔機能を強化したこと、(3) 大学の「責務」条項を新設し、大学での学問・研究を「科学技術・イノベーション基本計画」に従属するものとしていること、の3点に集約されます。以下、各問題点について述べます。

(1) 人文・社会科学の除外規定の削除について

現行法では、第1条(目的)に「科学技術(人文科学のみに係るものを除く)の振興」という除外規定が付されていますが、法案はこの括弧書きを削除しました。人文・社会科学を国による振興政策の対象とし、人文・社会科学の多様な発展を支える十分な研究資金を措置することは重要です。しかし、学問・大学を経済成長の道具として利用しようとする政府・文科省の近年の政策や、以下に述べる法案の基本的仕組みをふまえれば、この改正は人文・社会科学を「イノベーションの創出」推進のための手立てとして従属させることを意味します。近年、政府に批判的な人文・社会科学研究者への科学研究費の助成について与党議員が国会質疑やインターネット上で攻撃する事例が相次ぎましたが、この改正はこのような風潮を助長することが懸念されます。人間と社会のあり方を相対化し批判的に省察するという、人文・社会科学の重要な役割を変質・後退させるものと言わざるを得ません。

(2) 政府の司令塔機能の強化について

法案は、内閣府設置法に第44条の4を新設し、内閣府に新たに設置する「科学技術・イノベーション推進事務局」が「研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出」に関する事務を担うこととしています。2001年の中央省庁再編に伴う内閣府の設置以降、内閣府に設置された総合科学技術会議(2014年に総合科学技術・イノベーション会議に名称変更)が、同じく内閣府に設置された経済財政諮問会議と連動しつつ、内閣による科学技術政策と経済政策との一体的な政策運営が行われてきましたが、今回の改正によってそうした政府の司令塔機能がいつそう強化されることとなります。昨年、京都大学におけるIPS細胞研究への支援をめぐる内閣府官僚の不透明な動きが報道されましたが、内

閣府の権限強化は、大学等における学問研究に対する政府の直接的介入を拡大させることにつながります。

(3) 大学等の「責務」規定の新設について

法案は、現行法では国及び地方公共団体をのみ対象としていた「責務」規定を、「研究開発法人及び大学等」（第6条）と「民間事業者」（第7条）に拡大し、「その活動が科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出の促進に資するものであることに鑑み、振興方針にのっとり、科学技術の進展及び社会の要請に的確に対応しつつ、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及に自主的かつ計画的に努めるものとする」（第6条）という「責務」を大学に課しています。その「イノベーション」の内実を構成する「科学技術・イノベーション基本計画」は政府（内閣府）が策定するのですから、このような「責務」規定の新設は、時の政権が人文・社会科学を含むすべての学問分野における大学の学問研究を管理し、政策に合致しない研究を大学から排除することにつながります。防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度への巨額の予算措置と相俟って、大学における科学研究が産官学軍共同の軍事技術開発へと総動員されることは、6月1日の衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会での和田義明議員（自民）が防衛庁を中心としたデュアルユース研究の推進を強く求めたことから透けて見えます。

本法が規定する「科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出の促進」への寄与を大学の「責務」とすることは、学問の自由と大学の自治を否定し、大学の学問研究を国家権力に従属させることにほかなりません。

- 3 1995年に科学技術基本法が議員立法によって制定された際、提案者の中心であった尾身幸次衆議院議員（自民党）は、国及び地方公共団体が基礎研究に果たす役割の重要性を指摘し、第一の課題として日本の大学・研究機関における基礎研究の規模とレベルを引き上げることが強く主張していました。このことは「独創的、基礎的研究の抜本的強化を図るため、大学、国立試験研究機関等における研究者の意欲を引き出すための人材、資金、研究開発成果等に係る制度面での改善を行うことにより、柔軟かつ競争的な研究環境を整備すること」という衆参両院の付帯決議にも明瞭に謳われています。

しかし、その後の25年間の科学技術振興政策は、本法の立法趣旨から大きく逸脱し、短期的な成果をもたらす応用研究を偏重し、基礎研究への投資を怠ってきました。日本の科学研究における研究力の低下、とりわけ基礎研究の分野において若手研究者が直面している困難は、当事者たる研究者のみならず幅広い社会的関心を集め、今までノーベル賞受賞者を輩出してきた日本の科学研究の行方に関する危機感が強まっているところです。安定した研究環境を保障するための基盤的経費はこの間削減され続け、競争的資金に依存した不安定な任期付雇用が拡大したことが、基礎研究を土台とした科学研究の健全な発展を大きく阻害しているのが現状です。今回の科学技術基本法改正法案は、大学にとっては、教育研究に関する重要な事項に関する教授会の決定権を剥奪した学校教育法改正(2014年)、専門職大学の創設を定めた同法改正(2017年)に代表される、安倍政権の「反知性主義的」な高等教育政策の総仕上げとも見なしうる性格を有しています。

以上の理由により、私たちは「科学技術基本法等の一部を改正する法律案」に反対し、今通常国会で拙速に成立させないよう強く求めるものです。

以 上